

質問の要旨	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 法人は名古屋市内で B 事業所及び C 事業所を運営しているが、両事業所においての定員増計画の応募は可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一法人による計画の応募は 1 事業所のみであるため、両事業所においての定員増計画の応募は不可です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室の面積による判断により、定員増の応募は可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 人部屋としても対応可能な面積のある居室を 1 人部屋として設定している場合に 2 人部屋に変更し、定員増を計画する場合の応募は可能です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の公募で定員増の採択を受けた場合、当初計画していた居室とは別の居室において令和 5 年度以降に、今回採択を受けた範囲内の人数で入居させることは可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備協議書提出以降の法人の都合による協議内容の変更は認めていません。また、今回の公募は令和 4 年度開設が要件のため、令和 5 年度以降の計画をたてることは不可です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 4 年度中に住宅型有料老人ホームを開設予定で、既に土地を契約しており、工事着工にも取り掛かろうとしているところだが、今回応募をして、採択されれば介護付き有料老人ホームとして、採択されなければそのまま住宅型有料老人ホームとして運営することは可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅型有料老人ホームとしての開設はまだされていないため、転換にはあたりません。また、土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、「採択」の通知を受けた後に締結することとなっていますが、こちらについては、正式な契約を結んだ後に「不採択」だった場合は本市として責任は負えない、という趣旨のものです。今回のように、もし、「不採択」だったとしても住宅型有料老人ホームとして運営する等法人様としての考えがある場合は問題がなく、このように運営を行うことは可能です。また、工事着工の時期についても、法人様の責任の範囲で進めていただいても構いませんが、工事を着工するにあたっては、原則、有料老人ホームの届出を終えることが必要です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の事業者（法人）が同一の土地で申出をすることは可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出をすることは可能です。ただし、採択するのは 1 事業所です。また、「土地売買予約確約書」等を最終整備協議書提出期限までに提出する必要があります。</li> </ul>

・整備協議申出書提出以後、希望定員を変更することは可能か。

・最終整備協議書提出期限まで可能です。ただし、希望定員の変更に伴って必要となる、整備協議書の修正も最終整備協議書提出期限までに行う必要があります。